## 求人者のみなさまへ

10月1日から 『新潟県 最低賃金』(時間額) が、 985円 に改定されます。「54円」UP

## **求人票の賃金額(下限)** 「 しっかりチェック!! 」

当所の業務運営につきましては、日頃よりご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。 さて、令和6年の地域別最低賃金が都道府県ごとに順次、改正されます。

新潟県の**最低賃金額は 10月1日以降 985円 (時間額)** となります (現行931円)。

つきましては、現在、お申込みの求人について、10月1日以降の最低賃金時間額を下回っていないか至急ご確認いただき、下記にご留意の上、賃金額の修正(変更)の連絡をお願いします(**県外就業先の求人については、各都道府県で最低賃金が異なります。**)。

なお、最低賃金額を下回らない場合、対応は不要です。

また、既に変更手続き済みの場合は、ご容赦くださいますようお願いします。

記

1 最低賃金額の確認について (新潟県の最低賃金の場合)

次により、時間額で985円未満となっていないかご確認ください。

なお、試用期間中の賃金も同様となります。

く最低賃金のチェック方法>

① 時給制の場合:時給額

② 日給制の場合:日給÷1日の平均所定労働時間数

③ 月給制の場合:月給÷1か月の平均所定労働時間数

最低賃金のお問い合わせは長岡労働基準監督署

TEL 33-8711

対象となる賃金額は「基本給(a)+定額的に支払われる手当(b)」で固定残業代(c)及びその他手当(d)は除く。

2 1①から③の時間額換算で最低賃金額(985円)未満となっている場合について

至急、最低賃金額以上となるようご検討いただき、下記問合せ先あて賃金額(下限)の修正(変更)について連絡\*をお願いします。

※ 修正(変更)の連絡については、こちらの専用インターネットサイトから「変更票(※別添を参照)」を入力の上ご報告していただくか、「求人者マイページ」・電話等により9月20日(金)までにご連絡ください。

URL: https://jsite.mhlw.go.jp/form/pub/roudou15/06saichin



## お願い!

10月1日以降、最低賃金額未満となっている求人票については、法令に基づき公開することができないため、修正(変更)等が行われるまで、**求人保留となり公開されません**のでお含みおきください。

早急にご確認いただくとともに、 **9月20日 (金) まで**には、修正 (変更) について連絡をお願いします。

【お問い合わせ先】ハローワーク長岡 求人部門TEL 32-1181(31#)